

奨学生募集要項（2025年度）

No. 738

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	阿波市奨学金返還支援事業		
2025 募集人数	—		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
財団締切時期	2025年12月19日（金）		
給付	・ 会社員及び自営業の者 1年度中に返還すべき金額の3分の2（上限10万円） ・ 専業農家の者 1年度中に返還すべき金額の全額（上限20万円） ※申請月から起算し60ヵ月間を限度とする	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある者
その他応募条件	次の全ての要件を満たすことが必要 ・ 高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等（※募集要項参照）を借り入れた者 ・ 平成29年4月1日以降に、対象となる奨学金等の返還を開始した者で、返還を遅延なく行っている者 ・ 被雇用者、起業者または第1次産業に従事している者（公務員で正規職員の者は除く） ・ 市税を滞納していない者 ・ 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない者		

阿波市奨学金等返還支援事業

募 集 要 項

〔令和 7 年 4 月〕

【 申請受付期間 】

令和 7 年 4 月 1 日(火)から 12 月 19 日(金)まで

【 書類提出先 】

阿波市教育委員会学校教育課

(阿波市役所本庁舎 2 階 ③8 番窓口)

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

【 問い合わせ先 】

阿波市教育委員会学校教育課

電 話 : 0883-36-8741

受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

阿波市では、人材の確保と定住の促進を目的として、市内に住民登録があり現に居住して働いている方のうち、平成 29 年度以降に奨学金の返還を始めた方に対して奨学金等の返還を支援しています。

1 対象となる奨学金等

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(無利子・有利子)
- 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- 阿波市奨学金、その他市長が認める奨学金など(例:徳島県奨学金)

※ 本人名義で借入れ、返還を行っているものに限ります。また、教育ローンは対象外です。

2 助成金の受給要件

次の全ての要件を満たす必要があります。ただし、国および地方公共団体に勤務する正規職員の方は対象となりません。

- 阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から 5 年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある方
- 就労している方(職種・雇用形態は問いません)
- 高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借り入れた方
- 平成 29 年 4 月 1 日以降に対象となる奨学金等の返還を開始した方で、返還を遅延なく行っている方
- 市税を滞納していない方
- 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない方

3 助成金の額

- 会社員及び自営業の方
1 年度中に返還すべき金額の 3 分の 2(上限 10 万円)
- 専業農家従事者の方
1 年度中に返還すべき金額の全額(上限 20 万円)

※ いずれも 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

※ 繰上返還や滞納分の返還は「1 年度中に返還すべき金額」には含みません。

4 助成金の交付対象期間

- 申請をした月から起算して 60 ヶ月間を限度とします。

※ 毎年度、交付申請及び実績報告が必要です。

※ 次年度以降の交付については、予算の成立が条件となります。

5 交付申請について

● 令和7年度交付申請受付期間

令和7年4月1日(火)から12月19日(金)まで

● 交付申請書類

次の書類を郵送または持参により提出してください。提出された書類に基づき受給要件等の審査を行います。

審査の結果については、文書でお知らせします。

提出書類	・ 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号) ・ 奨学金等の貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明するもの ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金貸与証明書」を提出してください。 ・ 奨学金等の返還金額を証明するもの ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金返還証明書」を提出してください。 ・ 就労していることを証明するもの(就労証明書(様式第2号)など) ※ 就労証明書(様式第2号)と同じ内容が記載されていれば、事業所から交付される労働条件通知書でもかまいません。 ※ 自営業の方は、営業証明書などを提出してください。
------	---

※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

6 実績報告について

助成金の交付決定を受けた方は、1年度中の奨学金等の返還が終わり次第、速やかに次の書類を郵送または持参により提出し、実績報告を行ってください。

住民登録などの確認のほか、提出された書類の審査を行います。助成金の交付が適当と認められるときは、金額を確定し、文書でお知らせします。

助成金の交付時期は、翌年4月から5月を予定しています。

※ 期限内に実績報告の無い場合、交付決定を取り消すことがあります。

提出書類	・ 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号) ・ 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど) ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など) ・ 納税証明書(未納が無いことの証明書)
------	--

※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

7 2年目以降の手続きについて

交付対象期間中、2年目以降も助成金の受給を希望される方は、毎年度、必要書類を提出して「更新の申請」及び「実績報告」を行う必要があります。

※ 各年度とも予算の成立後を条件とし、予算の範囲内での助成金交付となりますので、各年度の募集要項や広報を御確認ください。

● 更新の申請…毎年4月中

- ・ 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号)
- ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)

● 実績報告…1年度中の返還が終わり次第速やかに

- ・ 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号)
- ・ 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど)
- ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)
- ・ 納税証明書(未納が無いことの証明書)

【 参考 】 手続きの流れ (例) 初年度 10 月 10 日に交付申請し、60 ヶ月間受給する場合

年 度	申請時期	申請者	阿波市	対象期間
初年度	10 月 10 日	交付申請	決定通知送付	6 ヶ月
	3 月中	実績報告		
2 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12 ヶ月
	3 月中	実績報告		
3 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12 ヶ月
	3 月中	実績報告		
4 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12 ヶ月
	3 月中	実績報告		
5 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12 ヶ月
	3 月中	実績報告		
6 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	6 ヶ月
	9 月	交付対象期間の終了		
	9 月末～	実績報告	確定通知送付・助成金交付	
				60 ヶ月